

工事積算基準公開要領

工事積算基準公開要綱に定める以外の取扱いについては、この要領に基づくものとする。

1 様式

- (1) 積算基準図書閲覧簿は、別紙様式1とする。
- (2) 積算基準図書の照会（質問）は、別紙様式2とする。

2 公表図書に係る質問等の対応

(1) 質問、照会事項に対する回答

ア 総括主管課は、総務部契約課とする。

イ 契約課で受けた質問書は、質問、照会事項（以下「質問事項」という。）を所管する課長（以下「所管課長」という。）に送付する。

ウ 質問事項の内容が所管課を特定できない場合は、総務部工事検査課長に送付するものとする。

エ 回答が旭川市の見解により難しいときは所管課長が北海道に照会し、その見解を得て回答をするものとする。

オ 所管課長は、回答内容を整理の上、工事検査課へ送付する。

カ 工事検査課は、所管課回答内容を検討の上、回答書を作成し、総括主管課へ送付するものとする。

キ 回答書の送付を受けた総括主管課は、総務部長の決裁を得て質問者あて回答文を郵送するものとする。

附 則(抄)

この要領は、昭和59年6月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成5年4月21日から実施する。

附 則

この要領は、平成9年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

様式 1

積算基準図書閲覧簿

				係長	係	
閲覧年月日	令和 年 月 日			整理番号		
閲覧者	住所				電話番号	
	氏名					
	勤務先	所在地		会社名		電話番号
閲覧時間	午後 時 分から 午後 時 分まで			所要時間	時間 分	
主に見る工種						
閲覧する目的						

				係長	係	
閲覧年月日	令和 年 月 日			整理番号		
閲覧者	住所				電話番号	
	氏名					
	勤務先	所在地		会社名		電話番号
閲覧時間	午後 時 分から 午後 時 分まで			所要時間	時間 分	
主に見る工種						
閲覧する目的						

様式 2

積算基準図書照会(質問)書

照会(質問)年月日		令和 年 月 日	整理番号	
申請者	住所		電話番号	—
	氏名			
	勤務先		電話番号	—
照会(質問)項目		1 土木工事 2 営繕工事 3 土地改良等工事	ページ	
照会(質問)内容				
<p>上記の照会(質問)依頼があったので回答願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">総務部契約課長</p>				
		回	答	(処理月日)
			課長	補佐
			係長	係
			(/ ~ /)	